

四	三	二	一
發行方法	用振等替法の適	の法発号名 條律行 項及の び根 そ拠	省財務省告示第 件成令國財務 平等第十債務省 成を五三の省 十次年十發告 五年の一號行示 年と月の等第 二月三日第十四 おり十五日第五 財七告日第十七 務日示に第十七 す發十省 る行一令 。し項へ たの昭 利規和 付定五 國に十 債基七 のづ年 發き大 行、藏

とて価のしてで競争う札価機用「成社び年理号るめ十十財回利
 す得格決、定あ争入」へ格関を振十債第法基「法の四四政」付
 るらを定価めつ入札に以をは受替三等五律金第律公年号法
 もれ募を格らて札発下競日け法年の条第特二へ債度「
 のる入受競れ、と行「争本る」法振ノ六別条平のに第昭
 に価額け争た価同「発価に銀もと律替ニ号会第成発お四和
 よ格にた入利格時と行格付行のい第に「計一十行け条二
 るをよ各札率競にい「競しととう七關第法項四のる第十
 発そり申にを争行う「以争てすし」十す五へ並年特財一二
 行の加込おそ入わ「下入行る」の五る条明び法例政項年
 「發重みいの札れ及「札わそ規号法第治に律等運及法
 以行平のて利にるび価「れの定。律一三国第に嘗び律
 下価均応募率お入価格とる振の以「項十債ニ關の平第
 「格し募入とい札格競い入替適下平及九整十すた成三

七 口 イ 払	六 イ 口 發	五 方 募
非入価込	札非	入価札
競札格金	発競	格行發
争発競金	行争	競行爭
入行争額	入	行額入
百九一 九万兆 十円七 二千 二億 六百 一千 五百 三百 八千 十五 五百 二十	九付ノ国六付ノ千はづ金億はづるめ十九つ定う億額 十国ニ債千国ニ六、き特千、き法の四十いにち円面 ニ債の整四債の百額發別六額發律公年三て基、 億に規理百に規五面行会百面行第債度億はづ財 三つ定基億つ定十金し計ニ金しニのに三、き政 千いに金六いに五額た法十額た条發お千額發法 五て基特千て基万で利第万で利第行け五面行第 百、づ別ニはづ円四付五円六付一のる百金し四 万額き会百、き、百国条、千国項特財十額た条 円面發計十額發同ニ債第国四債の例政万で利第 金行法五面行法十に一債百に規等運円四付一 額し第万金し第五つ項整七つ定に嘗、千国項 でた五円額た五億いに理十いに關の平四債の 百利条で利条八て基基ニて基すた成百に規	割各当も各 り申ての申 当込るか込 てみ。らみ るのその 。応のう 兆募応 七額募応 千を額募 七案分価 百順格 九次高 十二割りい

十	十	十	十	九	八
三	二	一			
		口	イ	発	振額最
経	利	札	非	入	価
過		発	競	札	格
利		行	争	発	競
子	率		入	行	価
			争	格	日

十四

初期利子

す 次 そ が 金 と 平
る 号 の 銀 額 し 成 が
期 及 翌 行 を 、 十 で
日 び 営 休 支 次 五 き
に 第 業 業 払 の 年 る
つ 十 日 日 う 算 六 。
い 六 に に 。 式 月
て 号 支 当 た に 二
同 に 払 た だ よ 十
じ 。 お う る し り 日
い へ と 、 算 を
て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期

十五

後 第
の 二
利 期

二十十
十九八
七六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 參 所 金 金 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 毎
成 務 本 面 成 利 て を 年
十 大 銀 金 十 子 、 支 六
五 臣 行 額 九 を そ 払 月
年 か 百 年 支 の 期 二
一 月 十 田 十 払 日 と 十
三 通 二 う 以 し 日
十 知 つ 月 。 前 、 及
日 通 二 六 各 び
三 知 二 百 月 支 十
十 通 二 田 日 間 払 二
日 知 二 百 月 に 期 月
受 二 田 日 属 に 二
け 二 田 日 す お 十
た 者